

2025年10月27日

各位

株式会社佐電工  
代表取締役 岩下雅之

## 内部通報規程について

この度、**公益通報者保護法**に基づく「内部通報規程」を制定しましたのでお知らせします。

### 1. 規程の目的

本規程は、従業員等からの組織的又は個人的な不正行為に関する通報及び相談を適切に処理するための仕組みを定める。

### 2. 通報の内容および通報窓口等

次に定める通報及び相談（以下、「通報等」という）を、当社の通報窓口にて受け付ける。

【通報】 当社の業務において、不正行為が発生した場合、もしくは不正行為が生じるおそれのある場合

【相談】 本規程の仕組みや通報後の処理の流れ、通報の対象となる行為に該当するか否か等の相談

#### 【通報窓口】

内部通報受付担当(管理本部管理部総務課) 越智課長 TEL 090-6471-1320 E-mail m-ochi@sadenko.co.jp
内部通報受付担当(労働組合) 糸山執行委員長 TEL 090-5600-9196 E-mail ka-itoyama@sadenko.co.jp
内部通報受付担当(コンプライアンス委員長) 針吉監査役 TEL 090-5600-9248 E-mail h-hariyoshi@sadenko.co.jp
江崎法律事務所 江崎 匡慶 弁護士 TEL 0952-27-0102

### **3. 通報者および相談者**

通報窓口へ通報等を行うことができる者は、当社の役員、従業員、当社の取引先の役員および社員等とする。

従業員とは、正社員に加え、派遣社員、臨時社員を含むものとし、過去において当社の従業員であった者(退職1年以内)を含むものとする。

### **4. 通報の方法**

通報窓口への通報等は、電話・電子メール・書面・面会により行うものとする。

2. 通報は、できる限り実名にて行うものとする。(匿名の場合、調査結果の通知等ができない、又は事実関係の調査を十分に行うことができない可能性があるため)。ただし、客観的かつ具体的な根拠が存在する場合は、匿名での通報を認める。

### **5. 通報受付における配慮**

通報窓口は、通報等を受け付けるに際し、通報者の秘密に配慮しなければならない。

以上